平成２７年（フ）第７９７号
札幌市東区北14条東４丁目１番35―803号
債務者　土屋　光治
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８０２号
札幌市南区川沿４条４丁目13番20―103号
債務者　小倉　沙紀（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８２０号
北海道江別市あけぼの町11番地　あけぼの団地Ｂ７―31
債務者　倉谷　文則
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８３０号
札幌市豊平区月寒東５条11丁目４番32号
債務者　福岡　友明
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８６３号
札幌市厚別区厚別中央３条２丁目14番25号
トクラハウス205号
債務者　菊地　千華
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７５号
岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字中家26番地３
債務者　佐々木　学
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１７６号
盛岡市中太田新田25番地688　エコロジーピノキオⅡ101号
債務者　立花　育枝
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１８２号
盛岡市中太田新田25番地688　エコロジーピノキオⅡ101号
債務者　立花　裕紀
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第９５号
群馬県高崎市飯塚町1528番地３　セジュール宮山101号
債務者　松島　應子
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第９７号
群馬県富岡市黒川554番地　アメノミヤハイツ601
債務者　神戸　丈次
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第９１号
静岡県富士市一色48番地の１
債務者　隈元　道子
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１１号
京都府舞鶴市字余部下1118番地の４
債務者　和田　晃次
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２７年（フ）第２８９号
大阪府藤井寺市船橋町１番18号、前住所奈良県生駒郡斑鳩町興留６丁目17番36号
債務者　伊藤　良子
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２９４号
大阪府富田林市楠町４番５―210号、前住所大阪府富田林市寺池台４丁目１番304―508号
債務者　日髙　賢一
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３５５号
堺市堺区旭ヶ丘中町１丁２番13―108号
債務者　榎並　啓子
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３６３号
大阪府羽曳野市恵我之荘６丁目３番４号
債務者　宮東　洋子
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３８５号
大阪府河内長野市河合寺423番地の１救護施設みなと寮、前住所大阪府大阪狭山市西山台４丁目１番４―302号
債務者　大坂　治幸
法定代理人成年後見人　赤嶺　和弘
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係